公 示 日:2022年11月30日(水)

調達管理番号:22a00685

国 名:エクアドル

担 当 部 署:人間開発部高等教育・社会保障グループ社会保障チーム

調 達 件 名:エクアドル国アクセシブルな著作物制作・活用体制整備アドバイ

ザー業務

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務 : アクセシブルな著作物制作・活用体制整備アドバイザー

(2) 格 付:3号

(3) 業務の種類:専門家業務

2. 契約予定期間等

(1)全体期間:2023年1月中旬から2024年10月中旬

(2) 業務人月:現地 7.33、国内 4.00、合計 11.33

(3) 業務日数:

• 第1次 国内準備 15日、現地業務 70日、国内整理5日

- 第2次 国内準備 12日、現地業務 60日、国内整理5日
- 第3次 国内準備 12日、現地業務 45日、国内整理5日
- ・ 第 4 次 国内準備 11 日、現地業務 45 日、国内整理 15 日本業務においては複数回渡航による業務を想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

(4) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 ヵ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの 上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(1)の契約履行 期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につき ましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後):契約金額の21%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヵ月以降):契約金額の19%を限度とする。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数:1部

(2) 見積書提出部数:1部

期 (3) 提 出 限:2022年12月14日(水)(12時まで)

(4) 提 方 法:電子データのみ 出

▶ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◆ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧くださ

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022 年4月)」の「別添資料11 業務実施契約(単独型)公示にかかる競争 手続き」

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メー ルが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場 合には、提出期限(時刻)までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ず ご連絡くださいますようお願い致します。 提出期限までにご連絡がなく、 機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザル は評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日 前までに所定の競争参加資格申請書の提出が必要です。

◆ 評価結果の通知: 2022 年 12 月 23 日(金) までに個別通知 提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等:

① 業務実施の基本方針 16 点 ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点 (2) 業務従事者の経験能力等:

① 類似業務の経験 40 点 ② 対象国・地域での業務経験 8点 ③ 語学力 16 点 ④ その他学位、資格等 16 点

障害と開発分野、障害者の情報保障に係る各種業務 類似業務経験の分野 エクアドル及び中南米地域 対象国及び類似地域 語学の種類 スペイン語

(計 100 点)

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等:特になし
- (2) 必要予防接種: 黄熱病の予防接種推奨

6. 業務の背景

エクアドルの障害者人口は、全人口の 2.59%(47 万 1 千人)であり(国家障害登録,2022)、女性が 20 万 6 千人、男性が 26 万 4 千人、LGBTI が 28 人となっている。エクアドルは、2008 年に国連障害者権利条約を批准し、同批准を踏まえた憲法改正において障害者の権利の保障を掲げている。障害者に関する国内法については、障害者の社会参加促進を目的に 2012 年に障害者基本法を定めるとともに、同法に基づく取組等を定めた「障害平等のための国家アジェンダ」を 2013 年以降、5 年毎に改訂している。

印刷物障害1がある人々への対応については、「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約2(以下、マラケシュ条約)」を 2016 年に批准した。現在は、関連法の整備を通じて印刷物障害がある人々が点字や録音図書等の著作物を利用する機会の提供の確保に努めているが、予算、技術、人材等が不足しており、事業計画も未整備である。例えば、学校教材や一般図書の多くは著作権があり、著作者の許可なしに容易にアクセシブルな形式の著作物として複製することができず、一般的に普及するまでには至っていない。従って、印刷物障害がある人々が日常的に利用できる著作物は、無料の音声読み上げソフト(スクリーン・リーダー3等)を使用できる資料や、一部の私立大学や、私立大学内にある視覚障害者向けの図書館によって提供される点字や録音図書等に限られている。

エクアドルにおいて、マラケシュ条約に基づく障害者のための著作物に関する情報保障を所管するのは、国家知的所有権機関(以下、SENADI)である。SENADI は、ラテンアメリカ及びカリブ海地域の書籍振興センター(以下、CERLALC)や、国家障害者平等審議会(以下、CONADIS)等と連携し、印刷物障害がある人々が利用しやすいアクセシブルな形式の著作物を普及することを責務としている。

このような背景の下、エクアドル政府の要請に基づき、JICA は「アクセシブルな著作物制作・活用体制整備アドバイザー業務」(以下、本業務) として専門家に

1 視覚障害、学習障害、知的障害、肢体障害等の印刷物の利用に困難のある障害を指す。プリントディサビリティとも呼ばれる。

² 同条約は、プリントディサビリティのある人々が、印刷物を利用する際に著作権者の許可を得ずにアクセシブルな形式で複製することや、複製されたアクセシブルな形式の書籍を加盟国間で共有することを可能にしている。

³ Windows 用音声読み上げソフトとしては、無料のNon Visual Desktop Access (NVDA) や有料の Job Access With Speech (JAWS) やPC Talker等がある。

よる支援を実施することとした。本業務はマラケシュ条約に則った障害者の著作物に関する情報保障を促進することを目的とし、関係機関と連携して障害者のための著作物に関する情報保障提供環境の改善に関する情報収集や分析、著作物の普及に係る具体的な計画の策定と実行を支援するものである。

7. 業務の内容

【基本方針】

本業務は、SENADIをカウンターパート(以下「C/P」)機関とする。我が国類似 案件での経験・教訓を踏まえ、以下を活動の柱とする。

- ・ C/P 及び主要関係機関が実施している障害者のための著作物の情報保障提供 の改善に関する情報を収集・分析する。
- ・ 上記の情報収集・分析結果を踏まえ、エクアドル政府による「印刷物障害がある人々のためのアクセシブルな著作物制作の人材育成、著作物制作、配布、利用、啓発を促進するための中長期ビジョン(以下、中長期ビジョン)」の策定を支援する。
- ・「中長期ビジョン」策定後にエクアドル政府がこれを自立的に実行するにあたっての課題を分析し、エクアドル政府によって対応可能な解決策を C/P やワーキンググループ*と協議する。加えて、エクアドル政府のみで対応が困難と考えられる課題を検討・分析し、「中長期ビジョン実行に係る継続課題の分析及び課題解決に関する提案書案」として整理する。

*ワーキンググループの詳細は、(2)第1次現地業務期間に記載。

【用語の定義】

本業務において、「アクセシブルな著作物」とは、印刷物障害がある人々にも利用しやすい形式の著作物(点字書籍や DAISY4/EPUB5の電子書籍等)を指す。

【主要な関係機関】

本業務に関連する主要な関係機関は以下のとおり。

SENADI、CONADIS、CERLALC、エクアドル視覚障害者全国連盟(FENCE)、エクアドル知的障害者ケア促進連盟(FEPAPDEM)、キト市サレジアナエ科大学 (UPS)、教育省、出版社

本業務従事者の具体的担当事項は以下のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2023年1月中旬~2023年2月中旬)

⁴ Digital Accessible Information System:印刷物障害がある人々に読書機会を保障する手段の一つとして、音声による文字の読み上げ機能だけではなく、目次や見出しを付ける等、読者に配慮された電子図書の国際標準規格。

⁵ Electronic Publication: 国際電子出版フォーラム(International Digital Publishing Forum: IDPF)が策定した、オープンフォーマットの電子書籍ファイルフォーマット規格。

① 基礎情報収集(文献調査)

文献による調査を実施する。具体的には、エクアドル国内の一般的な読書事情や電子機器普及状況等に関する文献や情報誌、エクアドルの障害者及び情報保障分野における政策文書「障害平等のための国家アジェンダ 2021-2025 (Agenda Nacional para la Igualdad de Discapacidades 2021-2025)」、世界知的所有権機関(以下、WIPO)、CERLALC といった開発パートナーによる報告書、学術論文等を参照し、エクアドルの障害者や著作物に関する情報保障の状況と課題を分析する。また、これまで我が国がエクアドルで実施した障害と開発分野や情報保障分野の協力概要を把握し、成果と課題を分析する。

② ワークプランの策定

JICA 人間開発部及び同エクアドル事務所と連絡・調整の上、今後の活動計画を整理し、「ワークプラン(和文・西文)」を作成する。また、現地渡航日までに、JICA 人間開発部及び同エクアドル事務所にワークプランのデータを送付する。

- (2) 第1次現地業務期間(2023年2月中旬~2023年4月下旬)
 - ① ワークプランの説明 業務開始時にワークプラン(西文)を C/P に提出し、承認を得る。
 - ② 基礎情報収集(現地調査)

エクアドル国内の一般的な読書事情や電子機器普及状況、印刷物障害がある 人々の情報保障の現状、教育機関における情報保障の現状等、文献調査では 得られなかった情報を調査する。また、エクアドルの情報保障に関係する各 機関の役割や体制等につきヒアリングし整理する。調査項目は以下を想定。

【主な調査対象】

主要な関係機関(7.冒頭に記載)

【調査内容】

- ア) エクアドル政府による関連する開発計画、政策、制度
- イ)主要な関係機関の概要
 - a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - b) 人員体制
 - c) 役割分担、中央・地方の連絡調整/指揮命令体制
 - d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
- ウ) 主要な関係機関の活動動向、本業務との連携の可能性
- エ) エクアドル国内の出版社で電子書籍を扱う出版社の有無と出版方法(本項目は、出版社調査時を想定)

③ セミナー、ワークショップの実施支援

C/P が開催するセミナーやワークショップの実施を支援するとともに、エクアドルの情報保障の課題の共有や関係機関の意見調整等を主導する。セミナーやワークショップの内容は以下を想定する。

- ア) エクアドルにおける情報保障に関する現状分析、課題整理のための ワークショップ
- イ) アクセシブルな著作物を用いた多様な情報保障の方法を紹介するセミナ ___
- ウ) 日本や諸外国の情報保障の好事例を紹介するセミナー
- ④ ワーキンググループ及びサブグループの結成に係る支援

セミナーやワークショップの結果を踏まえ、C/Pが関係機関との役割分担や連携方法を整理し、情報保障の課題やニーズの共有、及びそれらの対応策を検討・実行するためのワーキンググループを結成するのを支援する。また、ワーキンググループ内に、役割分担に応じたサブグループを結成するよう助言し、結成を支援する。サブグループの区分け案は以下のとおり。詳細は、C/P 及び関係機関と協議の上決定する。

【サブグループ区分け案】

- ・ アクセシブルな著作物制作の人材育成
- アクセシブルな著作物の制作
- ・ アクセシブルな著作物の配布
- ・ アクセシブルな著作物の利用
- アクセシブルな著作物の啓発
- ⑤ 「中長期ビジョン案」策定支援

第 2 次現地業務期間にワーキンググループが中心となり、「中長期ビジョン 案(西文)」の目標や内容について検討できるよう、同ビジョン案に以下の 項目が含まれるよう助言する。

- ア) 中長期ビジョンにおける目標
- イ) 中長期ビジョンにおける具体的な活動
 - a) アクセシブルな著作物の制作人材育成、制作、配布、利用、啓発を可能にする国内法の整備計画
 - b) 対象著作物の選定計画
 - c) 著作物データ取得計画
 - d) アクセシブルな著作物の持続的な提供体制構築計画

- e) アクセシブルな著作物の啓発活動計画
- f) エクアドルにおける障害関連施策との連携計画
- ウ) イ) で記載された活動における各機関の役割分担
- エ)(必要に応じ)予算計画
- オ)(必要に応じ)モニタリング・評価方法
- ⑥ 現地不在期間中の業務計画策定と現地業務結果報告

現地不在期間中に C/P が実施する以下の活動内容を協議、確認し、助言する。

具体的には、アクセシブルな著作物制作の人材を持続的に育成するため、④ で結成されたワーキンググループが、第2次現地業務期間開始までに人材育成を所管する機関を明らかにするとともに、「中長期ビジョン案」の目標や内容について検討を進める予定。現地不在期間中にも C/P 機関の検討が進むようなスケジュールが策定されるよう助言する。

現地業務終了時に、C/P 及び JICA エクアドル事務所に対し、第1次現地業務結果報告書(西文)を提出する。

- (3) 第1次国内整理期間(2023年4月下旬~2023年5月下旬)
 - ① 第1次現地業務期間中の業務内容整理第1次現地業務結果報告書(和文)を JICA 人間開発部、同エクアドル 事務所に提出する。
 - ② ワークプランの更新

第 1 次現地業務結果を踏まえ、必要に応じ以降の業務工程及び内容を見直し、現地業務及び国内業務に関するワークプラン(和文・西文)を更新し、JICA 人間開発部と同エクアドル事務所にデータを送付する。

- (4) 第2次国内準備期間(2023年6月上旬~2023年7月下旬)
 - ① 「中長期ビジョン」策定支援

ワーキンググループやサブグループとオンラインで協議し、「中長期ビジョン」の目標や内容の検討状況について進捗を確認する。検討過程で課題が確認された場合は、課題を整理し、課題解決に資する日本や他国の事例やリソースに関する情報を収集する。

また、C/P が、第 2 次現地業務期間開始時までにアクセシブルな著作物制作の人材育成を所管する機関を選定できるよう、オンライン協議を通じて関係機関の意見調整等を主導し、所管機関を確定させる。

② アクセシブルな著作物体験会の準備

第2次現地業務期間中に実施予定のアクセシブルな著作物体験会の準備として、実施体制、対象者、期間、場所等をワーキンググループやサブグループとオンラインで協議する。

- (5) 第2次現地業務期間(2023年8月上旬~2023年9月下旬)
 - ① 「中長期ビジョン」策定支援 ワーキンググループやサブグループと協議し、「中長期ビジョン」の目標や 内容の検討状況について進捗を確認する。また、国内業務期間中に情報収
 - ② アクセシブルな著作物体験会の実施

集した課題解決策を C/P に助言する。

C/P 及び人材育成を所管する機関が実施するアクセシブルな著作物体験会の中で確認されたニーズ、課題を整理し、課題対応策についてワーキンググループやサブグループと協議する。体験会内容は以下を想定するが、詳細は C/P と協議の上決定する。

【体験会内容案】

目的:エクアドルにおけるアクセシブルな著作物の認知向上とアクセシブルな著作物に対するユーザーのニーズ、活用する際の課題把握

主催者:C/P及びワーキンググループ

対象者:印刷物障害がある人々

方法: DAISY/EPUB 等の電子書籍、点字ディスプレイ等の活用方法を説明し、実際に体験してもらう。

③ 現地不在期間中の業務計画の策定と現地業務結果報告

現地不在期間中に C/P が実施する活動内容、特に「中長期ビジョン」の策定に係る計画について協議、確認し、助言する。

現地業務終了時に、C/P 及び JICA エクアドル事務所に対し、第2次現地業務結果報告書(西文)を提出する。

- (6) 第2次国内整理期間(2023年10月上旬~2023年10月下旬)
- ① 第2次現地業務期間中の業務内容整理 第2次現地業務結果報告書(和文)を JICA 人間開発部、同エクアドル事務 所に提出する。
- ② ワークプラン更新

第 2 次現地業務結果を踏まえ、必要に応じ以降の業務工程及び内容を見直 し、現地業務及び国内業務に関するワークプラン(和文・西文)を更新し、 JICA 人間開発部と、同エクアドル事務所にデータを送付する。

- (7) 第3次国内準備期間(2023年11月上旬~2024年1月下旬)
 - ① 「中長期ビジョン」策定支援 ワーキンググループやサブグループとオンラインで協議し、「中長期ビジョン」の策定状況について進捗を確認する。協議過程で課題が確認された場合は、課題解決策検討のために必要な日本や他国の事例やリソースを情報収集する。
- (8) 第3次現地業務期間(2024年2月上旬~2024年3月中旬)
- ① 「中長期ビジョン」策定支援 ワーキンググループやサブグループと協議し、引き続き「中長期ビジョン」 の策定を支援する。特に、最終調整段階にある「中長期ビジョン」が現実 的に達成可能、かつ具体的な活動を想起できるものとなっているかを確認 する。また、国内業務期間中に情報収集した課題解決策を C/P に助言する。
- ② 「中長期ビジョン」の実行に係る継続課題の検討・分析 エクアドル政府が「中長期ビジョン」策定後にこれを自立的に実行するに あたっての課題を分析し、エクアドル政府によって対応可能な解決策を C/P やワーキンググループ、サブグループと協議する。加えて、エクアド ル政府のみで対応が困難と考えられる課題を検討、分析する。分析結果は、「中長期ビジョン実行に係る継続課題の分析及び課題解決に関する提案書 案 (和文・西文)」として整理する。
- ③ 現地不在期間中の業務計画策定と現地業務結果報告 現地不在期間中に C/P が実施する活動内容を協議、確認し、助言する。現 地業務終了時に、C/P 及び JICA エクアドル事務所に対し、第3次現地業 務結果報告書(西文)を提出する。
- (9) 第3次国内整理期間(2024年3月下旬~2024年4月中旬)
- ① 第3次現地業務期間中の業務内容整理 第3次現地業務結果報告書(和文)を JICA 人間開発部、同エクアドル事務 所に提出する。
- ② ワークプラン更新
 - 第 3 次現地業務結果を踏まえ、必要に応じ以降の業務工程及び内容を見直し、現地業務及び国内業務に関するワークプラン(和文・西文)を更新し、 JICA 人間開発部と同エクアドル事務所にデータを送付する。
- (10)第4次国内準備期間(2024年4月下旬~2024年5月下旬) 「中長期ビジョン」の最終化及び承認準備

ワーキンググループやサブグループとオンラインで協議し、「中長期ビジョン」策定上の最終課題を整理する。協議過程で課題が確認された場合は、 課題解決に資する日本や他国の事例やリソースの情報を収集する。加えて、 「中長期ビジョン」がエクアドル政府により承認されるためのプロセスに ついて確認する。

- (11) 第4次現地業務期間(2024年6月上旬~2024年7月中旬)
 - ① 「中長期ビジョン」の最終化と承認手続きのフォローワーキンググループやサブグループと協議し、国内業務期間中に情報収集した課題解決策を参考に、「中長期ビジョン」を最終化する。「中長期ビジョン」が最終化され次第、エクアドル政府内での同ビジョンの承認手続きを必要に応じてフォローする。なお、「中長期ビジョン」の最終化及び承認が早期に完了した場合は、現地業務期間中に取り組むことが可能な短期的な活動の実施を支援する。
- ② 「中長期ビジョン」の実行に係る継続課題の整理 エクアドル政府が「中長期ビジョン」を自立的に実行するにあたっての課題、エクアドル政府によって対応可能な課題の解決策、エクアドル政府のみで対応が困難と考えられる課題の分析結果を「中長期ビジョン実行に係る継続課題の分析及び課題解決に関する提案書(最終版)(和文・西文)」として整理する。
- ③ 現地業務期間中の業務内容の報告 第4次現地業務期間に実施した業務を中心に、専門家派遣結果について、 JICA エクアドル事務所および C/P に報告する。
- (12) 帰国後整理期間(2024年7月下旬~2024年9月下旬)

専門家業務完了報告書(和文・西文)を作成の上、監督職員に提出、報告する。監督職員の確認を得た後、同報告書を JICA エクアドル事務所及び C/P 機関に提出する。なお、同報告書には、第 4 次現地業務期間中に策定した「中長期ビジョン実行に係る継続課題の分析及び課題解決に関する提案書(最終版)」を添付する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) ワークプラン

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために電子データにて作成。業務の具体的内容(案)等を記載する。

提出時期:第1,2,3,4次国内準備期間終了時(第2次国内準備以降は、 当初計画から大幅な変更が生じた際のみ提出する)

<西文>

提出先: JICA エクアドル事務所、C/P 機関

<和文>

提出先: JICA 人間開発部、JICA エクアドル事務所

(2) 現地業務結果報告書

現地派遣期間中に実施した業務内容と結果を関係者と共有するために 電子データにて作成。

①第1次現地業務結果報告書

<西文>

提出先: JICA エクアドル事務所、C/P 機関

提出時期:第1次現地業務期間終了時

<和文>

提出先: JICA 人間開発部、JICA エクアドル事務所

提出時期:第1次国内整理期間終了時

※報告書には以下を含む

·基礎情報(文献·現地調査)収集結果

②第2次現地業務結果報告書

<西文>

提出先: JICA エクアドル事務所、C/P 機関

提出時期:第2次現地業務期間終了時

<和文>

提出先: JICA 人間開発部、JICA エクアドル事務所

提出時期:第2次国内整理期間終了時

※報告書には以下を含む

「中長期ビジョン」(案)

③第3次現地業務結果報告書

<西文>

提出先: JICA エクアドル事務所、C/P 機関

提出時期:第3次現地業務期間終了時

<和文>

提出先: JICA 人間開発部、JICA エクアドル事務所

提出時期:第3次国内整理期間終了時

※報告書には以下を含む

- ・更新版「中長期ビジョン」(案)(大幅な変更ある場合のみ提出)
- ・中長期ビジョン実行に係る継続課題の分析及び課題解決に関する提案 書(案)

④第4次現地業務結果報告書

和文、西文ともに(3)専門家業務完了報告書にて代替する。

(3) 専門家業務完了報告書

<和文、西文>

提出先: JICA 人間開発部、JICA エクアドル事務所

提出時期: 2024年9月30日(月)までに提出。

体裁:簡易製本は和文1部、西文2部とし、和文・西文ともに電子データを併せて提出する。

- ※報告書には以下を含める
- 「中長期ビジョン」(最終版)
- ・中長期ビジョン実行に係る継続課題の分析及び課題解決に関する提案 書(最終版)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2022年4月)」の「IX. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/guotation.html

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。 航空経路は、日本⇔アトランタ、マイアミ、ヒューストン、ニューヨー ク、シカゴ、ダラス、ロサンゼルス、アトランタ⇔キトを標準とします。

(2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び現地で新型コロナウイルスに感染した場合の隔離期間

中の待機費用等も必要に応じて適宜見積書に計上ください。

(3) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の経費については、JICA エクアドル事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。(当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です)。

車両関連費: 2,000 千円 セミナー等実施関連費: 2,400 千円 雑費: 500 千円

* 臨時会計役とは、会計役としての職務(例:経費の受取り、支出、精算)を必要な期間(例:現地出張期間)に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

- (1) 業務日程/執務環境
 - ① 現地業務日程

「7.業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月の現地分、国内分、渡航回数は「2.契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。現地到着時、隔離の必要はありません(2022年11月時点)。

- ② 現地での業務体制 本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。
- ③ 便宜供与内容
 - ア) 空 港 送 迎:第1次現地業務期間のみ、JICA エクアドル事務所が 便宜供与する
 - イ) 宿 舎 手 配:第1次現地業務期間のみ、JICA エクアドル事務所が 便宜供与する
 - ウ) 車両借上げ: なし。第1次現地業務渡航時に事務所にてレンタカー 会社等の情報提供可能。
 - エ) 通訳傭上:なし
 - オ) 現地日程のアレンジ:第 1 次現地業務期間開始時における C/P 機関との協議についてのみ、JICA エクアドル事務所が日程調整を支援する。
 - カ) 執務スペースの提供: SENADI オフィス内における執務スペースを 提供予定(ネット環境完備予定)

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部社会保障チームから配付しますので、hmghs@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - 障害平等のための国家アジェンダ 2021-2025 (Agenda Nacional para la Iqualdad de Discapacidades 2021-2025)
 - ・エクアドルでの障害と開発分野の JICA 事業の報告書
- ② 本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。
 - ・国別障害関連情報 エクアドル【2021 年度改定版】 https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000044911.pdf
- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス(<u>e-propo@jica.go.jp</u>) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア)提供資料:「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対 策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)」
 - イ)提供依頼メール

・タイトル:「配付依頼:サイバーセキュリティ関連資料」

本 文 : 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エクアドル事務所等において十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。

なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を 登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」(http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応 次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具 体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致し ます。

以上